

電気供給約款別紙（関西電力送配電株式会社管内）

実施要綱 関西 のむシリカ電力 お得プラン

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（料金単価）のとおりとします。

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（関西のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに本約款別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）

が 400 ボルトアンペアを超えること。

(b)契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として 50 キロワット未満であること。

(c)1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（実施要綱の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(c)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ) 契約電力

(a)各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力（お客さまが使用される電力の最大値をいい、以下同様といたします。）と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

①新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この実施要綱による電気の供給を受ける前の電気

の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。

②契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

③契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなどきは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(b)(a)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、本約款4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

ホ) 料金単価（税込）

基本料金	1契約につき最初の6キロワットまで	1契約	1,289円38銭
	上記をこえる1キロワットにつき	1kW	412円77銭
電力量料金	~180kWh	1kWh	15円16銭
	180kWh~300kWh	1kWh	24円24銭
	300kWh~	1kWh	28円13銭

へ) その他

この実施要綱の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別

に変更することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。

別 表

1 契約設備電力の算定

契約設備電力は、原則として本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じて定めます。

（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満となる場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。